

相談支援従事者研修

研修制度の改定について

広島県障害者支援課

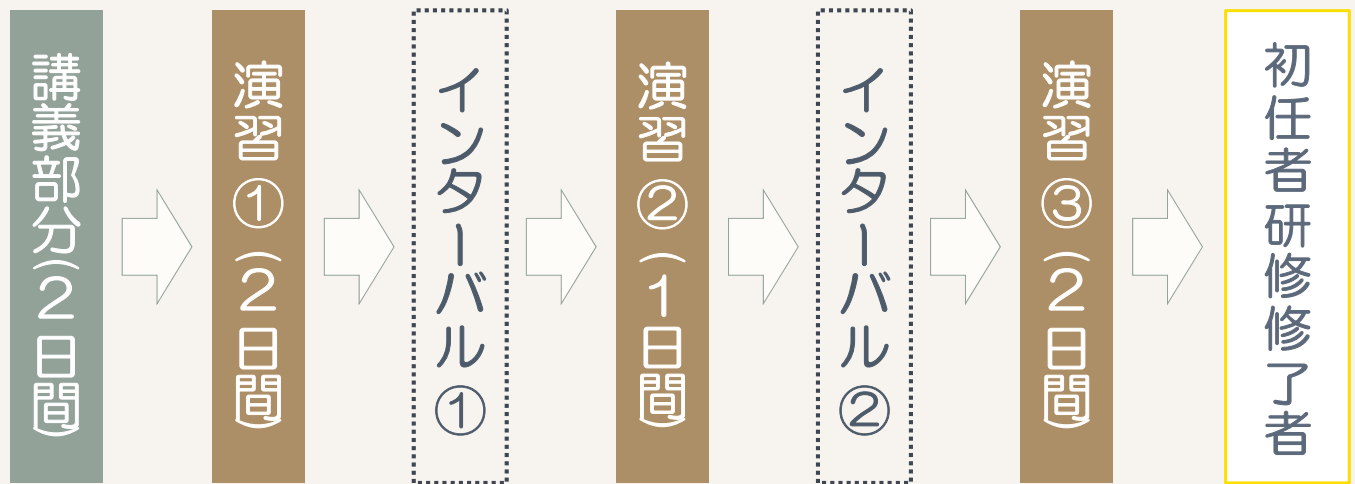
研修制度の改定について

令和2年度より、都道府県で実施する相談支援従事者の研修制度が改定されます。

■変更点

- ・ 初任者研修・現任研修のカリキュラム拡充
- ・ 主任相談支援専門員養成研修の創設

初任者研修の新カリキュラム(7日間)



旧カリキュラム(5日間) : 講義部分(2日間) + 演習(3日間)

初任者研修修了者は相談支援専門員として従事ができます。

変更点① 時間数の拡充

旧カリキュラム(5日間)

区分	カリキュラム	時間
講義 2日	障害者総合支援法等の概要 相談支援従事者の役割に関する 講義	6.5
	ケアマネジメントの手法に関する 講義	8
	地域支援に関する講義	6
演習 3日	ケアマネジメントプロセスに関する 演習	11
合計		31.5

新カリキュラム(7日間)

区分	カリキュラム	時間
講義 2日	障害児者の地域支援と相談支援従事者・ サビ児管の役割	5
	障害者総合支援法等の概要 サービス提供のプロセスに関する講義	3
	相談支援におけるケアマネジメント手法 に関する講義	6
講義 + 演習 5日	ケアマネジメントプロセスに関する講義 及び演習	31.5
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	-
合計		42.5

変更点② インターバル(実習)の実施

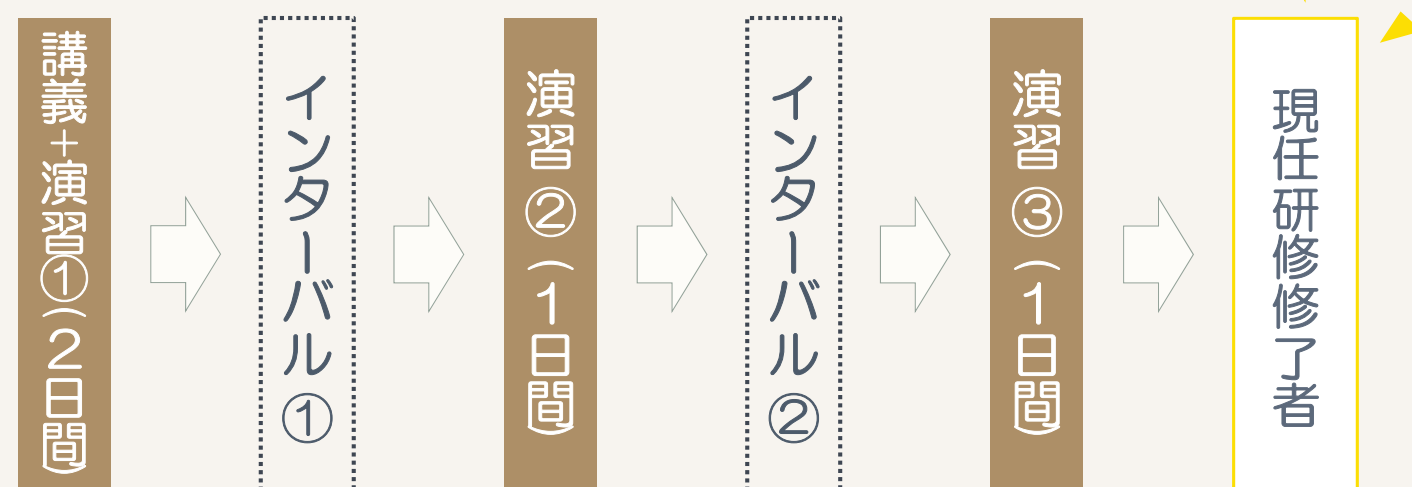
■インターバル①

演習①の内容をもとに実習課題を作成し、基幹相談支援センター・委託相談支援事業所等で内容の確認と助言を受ける。

■インターバル②

確認と助言を受けた実習課題をもとに演習②を行い、再度作成した実習課題について、基幹相談支援センター・委託相談支援事業所等で内容の確認と助言を受ける。

現任研修の新カリキュラム(4日間)



旧カリキュラム：講義+演習(3日間)

初任者研修修了の翌年度を起算として5年ごとに一度受講することで引き続き、相談支援専門員として従事できます。

変更点① 時間数の拡充

旧カリキュラム(3日間)

区分	カリキュラム	時間
講義 + 演習 3日	障害福祉の動向に関する講義	2
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメン トの展開に関する講義	2
	協議会に関する講義	2
	ケアマネジメントに関する演習	12
合計		18

新カリキュラム(4日間)

区分	カリキュラム	時間
講義 1日	障害福祉の動向に関する講義	1.5
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメン トの展開に関する講義	3
	人材育成の手法に関する講義	1.5
講義 + 演習 3日	相談支援に関する講義及び演習	18
合計		24

変更点② インターバル(実習)の実施

■インターバル①

演習①の内容をもとに実習課題を作成し、基幹相談支援センター・委託相談支援事業所等で内容の確認と助言を受ける。

■インターバル②

所属する地域の障害者自立支援協議会等に出席し、地域の実情について課題等の把握を行う。

変更点③ 受講要件の追加

現任研修の受講対象者は、次の要件を満たす者です。

■現任研を初めて受講する者

- ・ 受講開始日前5年間に2年以上、「相談支援等の業務」に従事していたこと

■二回目以上の受講者(いずれかを満たすこと)

- ・ 受講開始日前5年間に2年以上、「相談支援等の業務」に従事していたこと
- ・ 現に「相談支援等の業務」に従事していること

※ 平成27年～令和元年に初任研・現任研を受講された方が、令和2年度以降に初めて現任研を受講する場合、この受講要件は適用されません

※ 「相談支援等の業務」とは障害者総合支援法第5条18項に定める相談支援の業務（基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援）を指します

主任相談支援専門員研修

■目的

地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者の養成

■受講要件

現任研修修了後に3年以上、相談支援等の業務に従事した者

■現任研修との関連

主任研修を修了することで、現任研修の修了と同様に相談支援専門員としての従事を継続することができます。

主任研修のカリキュラム(5日間)

■日程

全5日間を3日+2日に分けて実施します。

インターバル（実習）の実施はありません。

区分	カリキュラム	時間
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3
	運営管理に関する講義	3
講義 + 演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13
	地域援助技術に関する講義及び演習	11
合計		24

特定事業所加算(Ⅰ)について

■対象事業所

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

■加算

500単位/月

■要件

常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうちの1名以上が主任相談支援専門員であること。

※ハンドブック報酬編(2019)：者 p.966 児 p.1000